

愛知県立尾西高等学校 生徒心得

1 礼儀について

礼儀はその人の品格のあらわれである。まず礼儀を身に付け、言語対応を正しくして、規律と秩序ある高校生活となるよう次の点に留意する。

- (1) 粗野な言動を慎み、品位ある行動をとる。
- (2) 来賓、保護者、先生に対してはさすががしい挨拶を行うとともに、その注意には素直にしたがう。
- (3) 友人間にあってもお互い気持ちよく挨拶をかわし、礼儀を無視した行動があってはならない。

2 身だしなみについて

服装は、礼儀と同じくその人の人柄を表すものである。常に本校生徒としての品位を保ち、質素を旨とし、端正で華美に流れることなく清潔にする。

(1) 制服規定

男子	上衣	冬服	濃紺無地、詰襟学生服、校章入りボタン付きの本校指定のもの
		夏服	左腕に校名入りの本校指定のもの
	ズボン	夏冬	冬服の詰襟学生服と同色の本校指定のもの
女子	上衣	冬服	濃紺無地、セーラー服で本校指定のもの
		夏服	白の長袖、または半袖のセーラー服で本校指定のもの
	スカート	夏冬	スカート冬服と同色の本校指定のもの

※ 更衣期間は設定しない。冬制服・夏制服は各自の判断で「着たい制服を、着たい時に、正しく着る。」ただし、式典時の服装に関しては、次のとおりである。特別な理由がある場合、生徒指導部・学年・担任の許可を得れば、下記の限りではない。

1 学期終業式・2 学期始業式	夏制服
離任式・1 学期始業式・2 学期終業式・3 学期始業式 卒業式・3 学期終業式	冬制服

(2) 頭髪について

男子・女子ともに、高校生としての品位を保ち、健康的で清潔な自然の髪形であることが望ましい。よって、パーマ・カール、モヒカン、脱色、染色等は禁止とする。

男子	髪が耳、および襟にかからない。前髪は目にかからない。
女子	前髪は目にかからない。後ろ髪については長い髪は束ねる。また、装飾的なピン、ヘアバンド、リボン等はつけないようにする。

(3) 共通事項

校章	男子は左襟、女子は左胸に付ける。	
ベルト	男子は華美な装飾がないもの。女子は着用を禁止する。	
靴下	男女とも華美でないもの。	
スリッパ	本校指定のもの。	
化粧等	化粧・マニキュア・カラーコンタクトの使用なども禁止する。	
靴	運動靴等(足全体が覆われるもの)を使用する。サンダル等は禁止する。	
通学カバン	通学にふさわしいもの。ハンドバック・ポーチ類・他校の指定カバンは不可。	
防寒着(防寒具)	コート	学校指定ウインドブレーカー・部活ジャージ・部活ジャンパー・コート等の着用を認める。ただし、色・ボタン、装飾等が華美でないもの。
※使用許可期間は設定しません。	手袋	華美でないもの。
	マフラー	
	ネックウォーマー	
	ストッキング	無地で肌色または黒色に限る。

3 学校生活について

校内では格調高い校風をうちたて、風紀の維持につとめる。また、校外にあっても、校内同様、規律ある態度で行動する。他から非難をうけるような行為は厳に慎む。

(1) 登下校について

始業時刻(8時40分)までに登校し、教室に入る。下校時刻(17:00)以後は許可なく教室に居残らない。また、登校後の外出は認めない。やむをえず外出する場合は、既定の用紙にその旨を記入し、担任の許可を受ける。

(2) 欠席、遅刻、早退、服喪期間について

- ・欠席の場合は保護者より事前に学校に連絡する。(電話対応時間 8:00~17:00)
- ・遅刻、早退は既定の用紙に必要事項を記入し、担任に届け出る。
- ・服喪期間は次のとおりとする。

※なお、葬祭のため遠隔の地に旅行する必要がある場合は、往復に要する日数を加算することができる。

父 母	7日以内
祖父母・兄弟・姉妹	3日以内
曾祖父母・叔父父母	1日以内
父母の法要	1日以内

(3) 所持品について

校内生活に不必要なものはいっさい持参しない。貴重品や多額の金銭は持参しないようにして、特別の場合で持参した場合は、肌身離さないようにするか、担任に保管を依頼する。

(4) 携帯電話について

校内における携帯電話の取り扱いについては、授業中を除き、原則使用を認める。ただし、以下の点に注意する。

- ・授業中の不正使用があった場合には、預かり指導になる場合がある。
- ・許可なく、撮影・録音をしない。
- ・校内で充電をしない。
- ・考査中は、受験会場内への携帯電話等(モバイル端末、ウェアラブル機器、イヤホン等)の持ち込みは禁止。

(5) 生活全般について

- ・不健全な遊技場、飲食店、高校生としてふさわしくない場所に入入りしない。
- ・金銭の貸借、物品の売買、かけごとはいっさい禁止する。
- ・暴力、脅迫等の行為、凶器や危険物の所持・持ち込みを禁止する。
- ・夜間外出、保護者の承諾のない外泊は禁止する。
- ・学校外で不審者・事故などに遭った場合は、直ちに警察に連絡し、その後学校に連絡する。
- ・飲酒、喫煙、シンナー等の吸引は禁止する。
- ・アルバイトを希望するものは、必ず学校に届け出をすること。無届けアルバイトは禁止する。
- ・原動機付き自転車、自動二輪、乗用車の運転及び免許取得は禁止する。ただし、3年生の就職内定者で乗用車の免許取得を希望するものは11月から、進学先決定者で免許取得を希望するものは2月半ばから、許可申請をしたうえで入校を許可する。

この生徒心得の内容についての変更があった場合には、その都度ホームページ上で更新お知らせいたします。

令和6年 4月 10日